



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

第4回企業法務セミナーにご参加ありがとうございました



第4回企業法務セミナー (2012/1/26)

おかげさまで、事務所主催第4回企業法務セミナー「民事介入暴力への対応」が、約50人の参加者を迎え無事終了しました。今回の講師は柴橋修弁護士が務め、DVDも用いて対応方法を具体的に説明しました。アンケートでも97%の方が「大変参考になった・参考になった」とご回答くださいました。

次回、第5回は5月24日です。詳細は本紙4ページをご覧ください。

弁護士 ON・OFF

第11回

弁護士 山本 淳哲



うちには、9月からノーフォーク・テリアという種類のお犬様がいます。テリアと言えば、おそらくヨークシャー・テリアが一番有名かと思いますが、ドラマやCMなどで、ジャックラッセル・テリアを見かけることも多いですね。

さて、〇〇・テリアというのは、テリアグループとも呼ばれ、非常にたくさんの種類があります。テリアとは、ラテン語で「土を掘る」という意味なのだそうです。元々は、イギリスを中心に発展してきた小型の害獣を駆除するために品種改良されてきた猟犬なのです。

このテリアの性格ですが、テリア気質とも呼ばれることがあり、うちのお犬様も例に漏れず、非常に気が強くて活発です。昨年に何度か、動物病院主催のパピー・パーティーという子犬の集まりに参加しましたが、ぐいぐいと他の子犬に接近し

ていきます。押しが強すぎて、飼い主としては、ちょっとは引くことも覚えろ、と思うこともしばしばです。また、パピー・パーティーでは、各飼い主が子犬のおやつを用意するのですが、他の人のところでもお構いなしでおやつをねだりに突撃するので、少し恥ずかしい思いもしました。

うちは共働きで、平日の日中はケージの中で留守番させられているせいか、仕事から帰るとものすごく喜んでくれます。休みの日は散歩に連れて行ったりして、なるべくエネルギーを発散させるようにしています。このような感じで、現在はお犬様に癒される日々を送っています。



うちのお犬様



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第11回

契約と損害賠償請求(4)

5 消費者契約法

消費者契約法は、情報の質や量・交渉力の点において、事業者に劣る消費者を保護するために、民法の特則として制定されたものです。代表的なものをいくつか挙げます。

・消費者は事業者に対し、以下の場合に、成立した契約を取り消すことができます。

(1) 誤認類型

ア 不実告知 事業者が契約上の重要事項について不実告知をした場合。例えば、中古販売業者が事故車をそうでないと偽って説明をして販売することです。

イ 断定的判断 事業者が、契約の目的となるものに関する将来の見込みについて、不確実なものを確実であると誤解させるような判断の提供を行う場合。例えば、原野を必ず値上がりすると言って販売することです。

ウ 利益事実告知かつ不利益事実不告知 事業者が重要事項または関連する事項について、利益事実は告知するが不利益事実を故意に告げない場合。例えば、マンション販売業者が、景観や日当たりがいいと説明はするが、すぐ目の前に新たなマンション建築計画があることを知りながら告知しないことです。

なお、「重要事項」とは、物品、権利、役務その他当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容、あるいは対価、その他の取引条件のことで、消費者が契約を締結するか否かの判断に通常影響を及ぼすものを言

います。

判例（札幌高等裁判所平成20年1月25日判決）

先物取引業者の外務員が、勧誘当時の相場状況などを根拠に金の相場が上昇するとの判断を告げて買い注文を勧める一方（利益事実の告知）、将来の金相場の暴落の可能性を示す事実（不利益事実）を故意に告げなかったことが、消費者契約法4条2項所定の「不利益事実の不告知」に当たるとして、委任契約の取消を認めました。



(2) 困惑類型

ア 契約の締結に際し、消費者がその住居または就業場所から事業者に退去するように求めたにもかかわらず、退去しない行為、または、

イ 事業者が勧誘している場所から消費者が退去したいと求めたにもかかわらず、消費者の退去を困難にする行為により、消費者が困惑したことによって契約を締結した場合です。

判例（札幌地方裁判所平成17年3月17日判決）

展示会場において、消費者が宝石貴金属の



販売会社従業員に対して帰宅したいと告げたにもかかわらず勧誘を続けられたため、同社からネックレスを購入、その支払いのために、クレジット会社との間で立替払い契約を締結しました。

これに対して、判決は、勧誘は消費者契約法第5条の受託者などの代理人による媒介に当たるとし、同法4条3項2号（退去妨害による契約取消）によるクレジット契約の取消を認めました。

・消費者の利益を一方的に害する契約条項の無効

事業者と消費者の間において任意の契約が成立していても、消費者の利益を一方的に害する条項は無効とされます。

例えば、正当な理由がないのに、消費者からの解除・解約の権利を制限する条項、消費者の一定の作為または不作為により、消費者の意思表示がなされたものまたはなされなかったものとみなす条項などは無効となります。後者の例としては、会員契約で、会員に商品を一方的に送りつけ、購入しない旨の連絡をしないと購入したとみなす条項が挙げられます。

事務局コラム 第11回 「ゴルフ始めました☆」

Y. H

この度、ゴルフを始めることに致しました。初詣のおみくじで、「何か新しいことを始めると良いよ」と言われましたので。あと、まあ、ぶっちゃけ、このネタとしても良いかしら、と。

なんて言っても、まだ、打ちっ放しに1回連れて行って貰ったのみですが。それだけでも、日頃の私を知っている人々には、相当の驚きをもって受け止められました。きっと、いま初めて知った人も、同じように驚いておられることでしょう。いえね、見るのは好きなんです。スポーツ全般。他に、野球もフィギュアスケートもF1も体操も柔道もサッカーもテニスもetc… 見るの専門で、しかも専らテレビ観戦ですが。そんな中で何かやるならば、やはりゴルフしかないかな、と。一番、続けられそうな気がするようないような…続けたいです。

初体験の結果は、心配していたよりも空振りは少なかったです。慎重派なので。でも、思ってい

た以上に、いっぱい考えながら打たないといけないうです。何度も、わけがわからなくなって、先生に泣きつきました。やっているうちに、身に付いてくる、ハズ。

筋肉痛ですか？ええ、時間差で！からだじゅう。それでも、予想よりはおとなしかったです。生まれたての小鹿のようにふるふるすることはなかったですよ？日常生活は送れました。

ひとまず、一度は父とラウンドに出ることを目標に。そこまでは、続けます！！



次はグリーンに届けたい



法律事情なう

◆相続専門サイトオープン

去る2月20日、弊事務所は相続専門サイトをオープンしました。既に相続が発生されている方、将来の相続に備えたい方に必要な情報をわかりやすく説明しています。『カバチタレ』でおなじみの大野勲司法書士が代表の「相続手続サポートセンター広島」と業務協力もしています。

このたび、サイトのオープンを記念して5月20日までの3カ月間、弁護士による相続相談を初回1時間無料とさせていただきます。

最高裁判所事務総局家庭局発表のデータでは、1年間に裁判所に持ち込まれた遺産分割案件のうちで、遺産額1千万円までが30%、5千万円までが75%(平成21年)となっています。相続問題は、実に身近な問題です。遺言さえあれば争いにならないケースもあります。この機会に相続について考えてみられてはいかがでしょうか。

<http://www.hiroshima-sozoku.com/>



◆企業法務セミナー開催のご案内

山下江法律事務所では、年3回、1、5、9月

の第4木曜日 18:30より、2時間の企業法務セミナーを開催します。参加者は、1カ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会にご利用ください。

・第5回:5月24日(木) 講師 弁護士 山下江 「役に立つ債権回収の法律実務」

債権をどのように回収すればいいかは、会社経営にとってとても重要なことです。このセミナーでは、債権回収の手法につき、実践的な観点から解説します。

日 時:平成24年5月24日(木)18:30~20:30

会 場:広島パシフィックホテル(中区上八丁堀 8-16)

受講料:顧問会社様 無料(複数名可)

一般 1名様につき 5,000円

☞詳細、お申込み方法は、当事務所ホームページ(トップ>お知らせ>企業法務セミナー情報)をご参照ください。

・第6回:9月27日(木) 講師 弁護士 田中伸 「契約書作成について」

◆NPO 法人広島経済活性化推進倶楽部

(略称 KKC, 理事長 山下江)交流会大盛況!

去る2月18日, KKC の第17回「起業家・投資家・専門家『お見合い交流会』」に, 約70名の方がご参加くださいました。次回は6月16日です。

詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」>2/19「KKC2.18 交流会、70名の熱気」



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間: 平日 9時~18時

TEL: 0570-008450 / FAX: 0570-008455

電話受付: 平日 9時~20時, 土曜 10時~17時

相談時間: 月曜 9時~21時(夜間相談有り), 火曜~金曜 9時~18時, 土曜 10時~17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL: info@law-yamashita.com メール受付: 年中無休24時間対応